

平成 14 年 11 月 7 日

各 位

東京都中央区日本橋一丁目 20 番 7 号  
松 井 証 券 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 松 井 道 夫  
( 東 京 証 券 取 引 所 第 一 部 : 8 6 2 8 )  
問 合 せ 先 : 常 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長 九 鬼 祐 一 郎  
T E L : 0 3 ( 3 2 8 1 ) 3 1 4 6

### 贈与支援サービスの開始

松井証券は、個人投資家による株券の贈与を支援するため、平成 14 年 11 月 23 日(土)より贈与支援サービスを開始いたします。

贈与支援サービスとは、お客様がご家族の方などに株券を贈与した場合に、贈与する方と贈与を受ける方双方の指示に基づき、株券の振替処理を行うサービスです。このサービスにより、これまでの株券の贈与に関するプロセスを大幅に短縮することを可能にしました。

贈与支援サービスにより株券の振替を行った場合、松井証券は贈与日の終値や過去 3 ヶ月間(贈与を行った月を含む)の終値の平均額等を記載した報告書を発行します。この報告書により、贈与を受けた方は、面倒な計算をしなくても贈与税の申告書類を簡単に作成することができます。

松井証券では、この贈与支援サービスにより、相続税対策として年間の基礎控除額を利用した生前贈与を行いたい方が、手続きが煩雑なのでこれまで躊躇していたという個人投資家のニーズに応えることができると考えています。更に、来年導入予定の贈与税の特例大型非課税枠や贈与税と相続税の一体課税により、こうしたニーズは一段と高まるものと予想しています。

一方、将来、株式のペーパーレス化が実現すれば、株式は電子的に発行され、株券の交付による贈与は不可能となります。そのため、当社の贈与支援サービスは、近い将来、証券会社の必須のサービスになる可能性を秘めています。

松井証券は、今後も個人投資家の視点に立ったサービスの拡充に努めてまいります。

(\*)この贈与支援サービスについては、平成 14 年 11 月 6 日にビジネスモデル特許を出願しています。

以 上

## 贈与支援サービスの概要

### 【贈与支援サービスとは】

贈与支援サービスとは、お客様がご家族の方などに株券を贈与した場合に、当社が手数料をいただいて、贈与する方（以下、贈与者）と贈与を受ける方（以下、受贈者）の指示により株券の振替処理を行うサービスです。受贈者も、当社に口座を開設していただく必要があります。

### 【贈与対象銘柄】

贈与支援サービスにより株券の振替が可能な銘柄は、ネットストックの取扱銘柄に限ります。なお、現金の振替も可能です。

### 【株券の振替指示】

これまで、個人投資家のお客様が株券を贈与した場合、以下のプロセスが必要でした。

贈与者が証券会社へ株券の出庫を指示

証券会社が贈与者へ株券を送付

贈与者から受贈者へ株券を交付

受贈者が自己名義の口座へ株券を入庫

当社は、贈与者と受贈者双方の指示を受け、贈与者の口座から受贈者の口座へ株券を振替えることにより、 から までのプロセスの大幅な短縮を可能にしました。

### 【振替手数料】

当社は、株券の振替指示を受け、振替処理を行った場合、贈与者から振替手数料をいただきます。振替手数料の金額は、株数・金額・回数・銘柄数にかかわらず、一人の受贈者に対する一営業日の振替処理につき 3000 円です。

### 【贈与価格等の報告書】

株券の贈与について贈与税を申告する場合、株券の評価額を決定する必要があります。株券の評価額は、課税時期（贈与があった日）の終値<sup>1</sup>と過去3ヶ月間（課税時期の属する月を含む）における各月の終値平均額のうち、最も低い価格を評価額とします。そのため、3ヶ月分の終値を取得し、その平均額を算出しなければならず、非常に煩雑です。

当社は、課税時期の終値と各月の終値平均額等を当社の会員画面上に表示するととも

---

<sup>1</sup> JASDAQ 銘柄の場合、日本証券業協会が公表する取引価格（その価格が高値と安値の双方について公表されている時は、その平均額）によって評価されます。

に、報告書として贈与者と受贈者に交付します。受贈者は、報告書に記載された終値や平均額を申告書類に転記することにより、簡単に贈与税の申告書類を作成することができます。

(例)

課税時期が10月1日で、10月1日のA社の終値および課税時期の属する月を含む過去3ヶ月間の終値平均額が以下の通りであった場合、評価額は最も低い680円となります。

10月1日の終値	10月の終値平均額	9月の終値平均額	8月の終値平均額
710円	680円	720円	750円

#### 【贈与税の基礎控除額】

年間の贈与額（株券の場合はその評価額）の合計が基礎控除額（現在110万円）を超過しない場合、非課税となります。贈与支援サービスを利用すれば、相続税対策として、基礎控除額の範囲内での株券の贈与を簡単に行うことができます。

#### 【未成年者への贈与】

未成年口座を開設していただくことにより、未成年者への株券の贈与も可能です。